

□□□ 1 【特実】 A

特許無効審判事件が特許庁に係属している場合において、特許権の移転があったときは、審判長は、原特許権者に対して、その事件に関する手続を続行することはできない。

□□□ 2 【特実】 C

特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立について、受継を許すかどうかの決定をしなければならないが、その決定は、口頭をもって行う場合がある。

□□□ 3 【特実】 B

甲の委任による代理人乙によって、甲が訂正審判を請求し、その後に、甲が死亡し丙が当該特許権を甲から相続したときであっても、代理人乙がある間は、審判の手続は中断しない。

□□□ 4 【特実】 C

審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続において、手続の受継の申立てがあった場合には、特許庁長官又は審判官は、相手方に通知しなければならない。

□□□ 5 【特実】 D

特許法第 26 条は、条約に別段の定めがある場合はそれによる旨を規定したものであるが、この規定は、国家が国際法の義務を履行するためには、それに必要な国内法的立法手段をとる必要があり、国際法と国内法の関係は一元的ではないことを意味するものである。

■■■ 1

×

特 21 条の規定の解釈については、承継後は承継人に対してのみ続行でき、原権利者に対して続行することは認められない趣旨であるとする意見もあるが、判例、通説は、承継人に対して続行してもよく、**原権利者に対して続行しても差し支えない**趣旨であると解する（**青本特 21 条**参照）。

■■■ 2

×

前段は、特 22 条 1 項の通りである。

そして、特 22 条 1 項の決定は、**文書をもって行い**、かつ、理由を附さなければならない（特 22 条 2 項）。よって、後段は誤り。

【確認事項（語呂合わせ）】

- ・送達前、理無認限って、決定却下（民訴 128 条 1 項）。
- ・特判、送達後に決定だ（特 22 条 1 項）。…**R3-3-5 にて的中！**

■■■ 3

○

当事者の死亡があったときは、審判の手續は中断するが（特 24 条で準用する民訴 124 条 1 項 1 号）、**委任代理人がいる場合は、手續は中断しない**（特 24 条で読み替えて準用する**民訴 124 条 2 項**）。…**R4-1 (ホ) にて的中！**

■■■ 4

×

特 24 条で読替準用する民訴 127 条。

民訴 127 条中「裁判所」とあるのは、「特許庁長官又は審判**長**」と読み替える（特 24 条）。よって、本枝は誤り。

なお、受継擬制（特 23 条 2 項）があった旨の通知も、「特許庁長官又は審判**長**」が行う（**特 23 条 3 項**）。

■■■ 5

×

国家が国際法の義務を履行するためには、それに必要な国内法的立法手段をとる必要があるとする説と、**国際法も国内法も広い意味では同次元の法秩序を律するものであり、両者の関係は一元的に考えるべき**であると説とがある。後者の説のうちにはさらに、国際法と国内法とのいずれに優位をみとめられるべきかについて説が分かれ、**国際法優位説**と国内法優位説とがある。特 26 条は、条約と特許法との関係について、そのような議論の余地なからしめるため設けられたものである（**青本特 26 条**参照）。

つまり、**我が国特許法は、二元論でなく、一元論をとっている**ので、本枝は、誤り。